



令和5年度 丸亀市職員採用試験案内

行政事務（短大卒・高校卒） 調理員

令和5年7月20日
丸亀市職員課

【第1次試験日】 令和5年9月17日（日）

【受付期間】 令和5年8月4日（金）～8月21日（月）

（申込は原則として、インターネットのみで受け付けます）

1. 職種、採用予定人員、受験資格等

職種	採用 予定 人員	受験資格等	
行政事務 （短大卒）	2人 程度	平成10年4月2日 以後に生まれた人	短期大学又は高等専門学校を卒業した人（令和6年3月末日までに卒業見込みの人を含む。）又は同等の資格があると認める人 ※大学の卒業生又は卒業見込みの人は受験できません。（これらと同等の資格があると認める人も受験できません。）
行政事務 （高校卒）	2人 程度	平成12年4月2日 以後に生まれた人	高等学校を卒業した人（令和6年3月末日までに卒業見込みの人を含む。）又は同等の資格があると認める人 ※大学、短期大学、高等専門学校の卒業生又は卒業見込みの人は受験できません。（これらと同等の資格があると認める人も受験できません。）
調理員	1人 程度	昭和58年4月2日 以後に生まれた人	調理師免許を有する人又は令和6年3月末日までに取得見込みの人 ※大学の卒業生又は卒業見込みの人は受験できません。（これらと同等の資格があると認める人も受験できません。）

注1 受験資格を持つ人であっても、次の地方公務員法第16条の欠格事項に該当する人は受験できません。

- ・禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・丸亀市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

注2 日本国籍を有しない人は受験できません。ただし「調理員」については、日本国籍を有しない人でも日本国内での活動に制限のない在留資格（永住者、特別永住者など）を持つ人は受験できます。

注3 大学に在学中もしくは中退した人で2年以上の在学かつ62単位以上を取得した人（令和6年3月末日までに単位取得見込みの人を含む。）は、短期大学卒に該当します。

注4 調理員の職務内容は、給食センター又は保育所等における給食調理のほか、食材の発注及び検品、衛生管理、食育に関する業務などを含みます。

2. 受験申込手続き

(1) 申込方法

申込は原則として、インターネットで受け付けます。スマートフォンから申し込む場合は、右の QR コードから、申込画面にアクセスできます。インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、8月16日（水）までに丸亀市職員課までお問い合わせください。



《申込手順》

申込は「利用者登録」と「受験申込」の2段階方式となっています。

① 丸亀市のホームページの丸亀市職員採用情報

(<https://www.city.marugame.lg.jp/site/saiyou/9451.html>)

にアクセスし、ページ内の《電子申請》をクリックしてください。

② 「【丸亀市】申請・届出メニュー」にアクセスし、「利用者登録」において、利用者情報を登録した後、受験申込みをしてください。

③ 受験申込みの審査が終了したら「【丸亀市】電子申請の結果通知について」というタイトルの電子メールが送信されますので、内容を確認してください。

④ 9月11日（月）頃までに「【丸亀市】職員採用試験 受験票について」というタイトルの電子メールが送信されますので、内容を確認して、受験票をダウンロードしてください。

9月13日（水）までに④の電子メールが届かないときは、丸亀市職員課へお問い合わせください。

(2) 受付期間

令和5年8月4日（金）午前8時30分 から 令和5年8月21日（月）午後5時15分 までに到達したものを受け付けます。受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前はシステムが混み合う可能性があるため、余裕を持って申し込んでください。なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。）

(3) 受験票について

受験票は、各自でデータをダウンロードの上、紙に印刷したものを第1次試験の当日に持参してください。

【受験票ダウンロード・作成手順】

① 「【丸亀市】職員採用試験 受験票について」というタイトルの電子メールが届いたら、「【丸亀市】申請・届出メニュー」において「利用者登録」で登録したID（メールアドレス）とパスワードでログインしてください。

② ログイン後、受験票データを各自ダウンロードし、A4サイズの紙に印刷してください。システムの詳しい操作方法はシステムの「ヘルプ」を参照してください。

③ 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、「提出用」と「本人用」を切取線に沿って切り取り、「提出用」には、最近3か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm、横3cmで本人と確認できるもの）を貼付して、第1次試験の際に必ず持参してください。

【注意事項】

- ・第1次試験に受験票「提出用」（上記の写真を貼ったもの）と「本人用」の2種類がない場合は受験できません。
- ・「提出用」の受験票は、第1次試験の受付時に回収し、試験終了後も返却できません。
- ・第1次試験当日に、「提出用」に貼付したものと同一写真を提出していただきます。

3. 試験の日時、内容、成績のお知らせ

(1) 試験の日時、会場

区 分	日 時	会 場
第 1 次試験	令和 5 年 9 月 17 日 (日) 午前 8 時 10 分から受付開始 (注 5 参照)	丸亀市役所近隣を予定 受験申込者に別途通知します。
第 2 次試験、第 3 次試験の日時と会場は、受験対象者に別途通知します。		

注 5 試験会場により、受付開始時間が変更となる場合があります。変更の場合は、受験申込者に別途通知します。

注 6 諸事情により、第 1 次試験の試験日等が変更となる場合は、丸亀市ホームページ (<https://www.city.marugame.lg.jp>) でお知らせします。

《第 1 次試験の合格発表》

合格者には郵送で通知します。また、丸亀市役所構内掲示場 (発表日より 1 週間掲示します。)、丸亀市ホームページで合格者の受験番号を発表します。電話での問い合わせにはお答えできません。

(2) 試験の方法、内容

試験は、第 1 次試験、第 2 次試験及び第 3 次試験とし、第 2 次試験は第 1 次試験の合格者のみについて、第 3 次試験は第 2 次試験の合格者のみについて行います。(試験の内容を変更する場合があります。その場合は、事前にお知らせします。)

《第 1 次試験》

職 種	科 目	内 容
行政事務 (短大卒)	教養試験 (択一式)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
行政事務 (高校卒)	適性検査	公務員として必要な素質、適性についての検査
調 理 員	作文試験	表現力、構成力等について、単一テーマによる作文 注 7 参照

注 7 作文試験については、第 2 次試験の合否判定で用います。

(参考) 令和 4 年度作文試験出題テーマ これまでに最も「人に感謝した出来事」について

《第 2 次試験》

科 目	内 容
グループワーク等	主として人物、職務適性、対人関係能力等について評価します。
実技試験 調理員	調理業務に必要な基礎的技術についての実技試験

《第 3 次試験》

科 目	内 容
個別面接	主として人物、識見、職務適性等について、個別面接により評価します。

○第 1 次、第 2 次及び第 3 次試験のそれぞれの成績が一定以下の場合は、採用予定人員に満たない場合があります。

○受験のために要する旅費、食事 (各自で用意してください。) 等の経費は、すべて受験者本人の負担とします。

○受験には、筆記用具 (HB の鉛筆、消しゴム) が必要です。

○時計は計時機能だけのものに限りません。(携帯電話等は使用できません。)

(3) 採用試験成績のお知らせ

受験者本人が希望する場合には、不合格者に限り、試験成績をお知らせします。通知する内容は以下のとおりです。

区 分	通知内容
第1次試験	得点、順位、受験者数、適性検査結果
第2次試験	得点、順位、受験者数
第3次試験	得点、順位、受験者数

《請求方法》

合格発表後、必要事項を記入、押印した「丸亀市職員採用試験成績通知請求書」と「受験票」を丸亀市職員課に提出して下さい。請求期間は、各試験の合格発表日の翌日から起算して30日間とします。

郵送による請求の場合は、上記書類のほか、返信用封筒（住所・氏名記載、切手を貼付）も同封してください。なお、返信先の住所は、申込申請で「合格通知書等の送付先」とした住所を記載してください。

来庁による請求の場合は、必ず受験者本人が、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参のうえ、請求してください。

4. その他

- (1) この試験の合格者は、各職種別に採用候補者名簿に登載されます。その中から令和6年4月1日以降、成績順に採用する予定です。ただし、令和6年3月31日までに、卒業見込みの人が卒業しなかった場合や、必要な資格・免許証を取得見込みの人が取得できなかった場合は、この試験に合格しても採用される資格を失います。
- (2) 採用候補者名簿の有効期限は、令和7年4月1日までです。
- (3) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から原則として、6か月の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。
- (4) 提出された書類は、合格、不合格にかかわらず返還いたしません。
- (5) 初任給は、おおむね次表のとおり（募集日現在）です。このほかに、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件によって支給されます。

※職務経験がある方については、職歴等に応じて、加算される場合があります。

職 種	初 任 給
行政事務（短大卒）	172,600
行政事務（高校卒）、調理員	158,900

調理員が保育所・幼稚園・こども園のいずれかに配属になった場合は、給料の調整額として9,000円が加算されます。

- (6) 学歴詐称などにより受験資格がないことや受験の申込申請の内容が正しくないことが判明した場合には、採用候補者名簿から削除します。また、採用後に受験資格がないことや学歴詐称など、申込申請の内容が正しくないことが判明した場合は、採用を取り消します。

《問い合わせ先》 丸亀市市長公室職員課
〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
(TEL) 0877-24-8802 (E-mail) shokuin-k@city.marugame.lg.jp
(ホームページ) <https://www.city.marugame.lg.jp>